

第28号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号を次のように改める。

(2) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

第22条第1項中第10号を第11号とし、同項第9号中「（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）」を「（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除き、その敷地が袋路状道路にのみ接し、延べ面積が150平方メートルを超えるものに限る。）」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（これらの用途に供する建築物について、次に掲げる要件を満たす場合のものを除く。）

ア 階数が2以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下であること。

イ 敷地が路地状敷地（路地状部分（幅員が4メートル未満である通路状の敷地の部分をいう。以下同じ。）のみによって道路に接する敷地をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その路地状部分について、幅員が2メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であること（道路に接する路地状部分が2以上存する場合にあっては、少なくともそのうちの1の路地状部分について、幅員が2メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であること。）。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定は、階数が2以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下である建築物（路地状敷地に建築される建築物にあっては、その路地状部分に通路（幅員が1.5メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であるものに限る。）を設けているものに限る。）については、適用しない。
第43条の次に次の1条を加える。

（長屋の敷地の形）

第43条の2 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）の敷地は、路地状敷地としてはならない。

第49条の3の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、「第29条」を削る。

第71条中「第29条」を削り、「第32条第1項（同条第2項）」を「第32条第1項（同条第3項）」に改め、「第43条」の次に「第43条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

寄宿舍等に係る制限を緩和する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(特殊建築物等の敷地が道路に接する部分の長さ)

第22条 次に掲げる用途に供する建築物(次項に規定する建築物を除く。)の敷地は、道路(法第42条第1項に規定する道路(同項の道路とみなされる道路を含む。)をいう。以下同じ。)に4メートル以上接しなければならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもののについては、この限りでない。

(1) 略

(2) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等

(2) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

(3) ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等(これらの用途に供する建築物について、次に掲げる要件を満たす場合のものを除く。)

ア 階数が2以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下であること。

イ 敷地が路地状敷地(路地状部分(幅員が4メートル未満である通路状の敷地の部分)をいう。以下同じ。)のみによって道路に接する敷地をいう。以下同じ。)である場合にあっては、その路地状部分について、幅員が2メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であること(道路に接する路地状部分が2以上存する場合にあっては、

(3)～(8) 略

(9) 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）

(10) 略

2, 3 略

（防火構造とするホテル，旅館又は下宿）

第29条 法第22条第1項に規定する指定する区域内にあるホテル，旅館又は下宿の用途に供する木造建築物等（法第23条に規定する木造建築物等をいう。）で，階数が2であり，かつ，その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては，外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

（共同住宅又は寄宿舍の出入口と道路等との関係）

第32条 略

2 法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた建築物については，前項の規定中「道

少なくともそのうちの1の路地状部分について，幅員が2メートル以上であり，かつ，奥行きが20メートル以下であること。）。

(4)～(9)

(10) 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除き，その敷地が袋路状道路のみ接し，延べ面積が150平方メートルを超えるものに限る。）

(11)

第29条 削除

2 前項本文の規定は，階数が2以下であり，かつ，延べ面積が200平方メートル以下である建築物（路地状敷地に建築される建築物にあっては，その路地状部分に通路（幅員が1.5メートル以上であり，かつ，奥行きが20メートル以下であるものに限る。）を設けているものに限る。）については，適用しない。

3

第1項

路」とあるのは、「施行規則第10条の3第4項第1号に規定する空地に設けられる通路，同項第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同項第3号に規定する通路」とする。

(自動車車庫の直通階段)

第43条 略

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第49条の3 法第85条第5項_____の規定に基づき建築を許可した仮設建築物については，当該許可に係る期間においては，第21条，第22条第1項若しくは第2項，第23条第1項，第29条，第34条，第35条，第41条第1項，第42条及び第44条の規定は，適用しない。

(罰則)

第71条 第21条，第22条第1項若しくは第2項，第23条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第24条から第27条（第30条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）まで，第28条，第29条，第30条第1項，第31条，第32条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第33条，第38条，第39条，第41条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第43条_____，第44条，第45条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第45条の2から第45条の7まで，第47

(長屋の敷地の形)

第43条の2 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）の敷地は，路地状敷地としてはならない。

仮設興行場等

又は第6項
仮設興行場等

第32条第1項
(同条第3項

，第43
条の2

条又は第48条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者。次条において同じ。）は、50万円以下の罰金に処する。